

自由民主党本部政務調査会長 稲田 朋美 様

人権侵害については様々なものがあり、封建社会のなかで発生し、何百年も差別が継続している部落差別と他の人権差別と別に考える必要がある。

未だに頻繁に起こっている部落差別に対応するには、その問題に特化した法律が必要である。

その理由として、大阪市長選挙で発生した市長候補に対する一部週刊誌の差別事件について考えるとき、裁判により和解し、個人については法的に解決した。しかし、被差別部落として名指しされた地区の人々にとっては、許しがたい差別を受けた実態だけが残り、何も解決されることなく放置されてきた。

また、インターネット上での差別書き込みや不動産会社による土地差別調査なども発生している状況である。

しかし、部落差別についてはこれに対応する法律が無く、特に企業・団体等による差別行為については社会的影響も大きいことから看過できないものである。

結論としては、企業や団体等による部落差別に特化した法律を作っていたきたい。

また、その事務を国家行政組織法の三条委員会で処理していただきたい。

自由民主党和歌山県支部連合会

幹事長 吉井和視